

新教育指針（1947）第四分冊（全四分冊）に関する 考察：現代教育の源流を探る

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 武蔵野大学教育学研究所 公開日: 2025-10-30 キーワード: 作成者: 上岡, 学 メールアドレス: 所属:
URL	https://mu.repo.nii.ac.jp/records/2000728

新教育指針(1947) 第四分冊(全四分冊) に関する考察 —現代教育の源流を探る—

Guidelines of Japanese New Education (1947) Vol.4 of 4

上 岡 学*
UEOKA Manabu

はじめに

これまで武蔵野教育学論集 12 号 (2021) において新教育指針第一分冊について考察を行い、武蔵野教育学論集 14 号 (2022) において新教育指針第二分冊の考察を行い、武蔵野教育学論集 17 号 (2024) において新教育指針第三分冊についての考察を行った。

第一分冊では、「序論－日本の現状と国民の反省」「軍国主義及び極端な国家主義の除去」「人間性・人格・個性の尊重」について論じており、第二分冊では、「科学的水準及び哲学的・宗教的教養の向上」「民主主義の徹底」「結論－平和的文化国家の建設と教育者の使命」について論じている。これらは戦争に向かい、戦争を引き起こしてしまった国の反省からこれからの日本と日本の教育についての決意である。戦争直後であるため、内容と表現が直接的であり、平和国家の進むべき方向性への一つの原典資料と考えてよい。第三分冊では、第一部の後編という位置づけであり「新日本教育の重点」というタイトルで「個性尊重」「公民教育」「女子教育」「科学的教養」「体育」「芸能教育」「勤労教育」について論じられている。

第四分冊は新教育指針の最後の分冊であるが、第一から第三までを第一部としてあり、第四分冊は 1 冊で第二部としてある。すなわち第二部は第四分冊のみである。そして第四分冊は副題として「第二部 新教育の方法」とされている。

(以後、資料において現行では漢字表記が一般的であるがひらがな表記のものがある。その場合原文のまま表記する。旧仮名遣いや旧漢字は現行表記とする。)

新教育指針全体構成

ここでこれまでの新教育指針の全体構成を確認する。

表 1 は各冊子の発行順に並べたものである。特徴的なことは別冊が第二分冊と第三分冊の発行

* 武蔵野大学教育学部

の間に発行されたことである。

表1. 新教育指針の発行年月日

第一分冊	昭和21年 5月15日	翻刻発行
第二分冊	昭和21年 6月30日	翻刻発行
別冊	昭和21年 7月15日	翻刻発行
第三分冊	昭和21年 11月15日	翻刻発行
第四分冊	昭和22年 2月15日	翻刻発行

表2より全体は第一部と第二部の構成であり、第一部を前編・後編に分け、前編は日本全体の問題を扱い、後編ではその中で教育の問題に絞って扱っている。前編は日本全体の問題を扱っているため2冊に分けていることが特徴的である。そして後編は第三分冊として教育の問題について原理的な解説を扱っている。第四分冊は具体的な教育方法について書かれている。

表2. 新教育指針の全体構成

第一部	
前編 新日本建設の根本問題	
第一章	序論 一日本の現状と国民の反省一
第二章	軍国主義及び極端な国家主義の除去
第三章	人間性・人格・個性の尊重
	(第一分冊) pp.1 ~ 28
<hr/>	
第四章	科学的水準及び哲学的・宗教的教養の向上
第五章	民主主義の徹底
第六章	結論 一平和的文化的国家の建設と教育者の使命一
	(第二分冊) pp.29 ~ 60
<hr/>	
後編 新日本教育の重点	
第一章	個性尊重の教育
第二章	公民教育の振興
第三章	女子教育の振興
第四章	科学的教養の普及
第五章	体育の改善
第六章	芸能文化の振興
第七章	勤労教育の革新
	(第三分冊) pp.61 ~ 110
<hr/>	

第二部 新教育の方法	
第一章 はしがき ー第二部のめあて	
第二章 教材の選び方 附、参考資料	
第三章 教材の取扱い方	
第四章 討議法について	
附録一、討議法の実際 附録二、参考書籍	(第四分冊) pp.111 ~ 147
<hr/>	
附録 マッカーサー司令部発、教育関係指令	(別冊) pp.1 ~ 11

本論では第四分冊である教育に関する具体的方法に関する提言について、分析していく。通しページで111ページから147ページであり37ページ分である。

1. 第一章 はしがき ー第二部のめあて

表 3. 第一章内容

第一章 はしがき ー第二部のめあて
第一節 (表題なし)
第二節 (表題なし)
(一) 真実を求め、真実を尊敬し、真実に従って行動する精神を養うこと。
(二) 自主的に考え、自主的に生活すると共に、責任を重んずる態度を養うこと。
(三) 友愛的共同的な態度と、奉仕の精神を養うこと。
第三節 (表題なし)

(1) 第一節 (表題なし)

マッカーサー司令部からの指令は「修身・国史・地理」の課程中止であるが、民主主義の徹底には学校教育全般の書き換えが必要であることを文部省が明示している。そのうえで第一部第五章で次の5項目に留意することを述べていた。

- 一. 教育制度を民主化すること
- 二. 教育の内容に民主主義を取り入れること
- 三. 生徒の人格を平等に尊重し、個性に応ずる教育を行うこと
- 四. 自主的・協同的な生活及び学習を訓練すること
- 五. 教育者自身が民主的な修養を積むこと

そして第二部（本論にあたる）では、二（民主主義を取り入れる）と四（自主的・協同的な生活・学習）について解説することが書かれている。

(2) 第二節 (表題なし)

民主主義的な土台として養うべき点を3点あげている。

(一) 真実を求め、真実を尊敬し、真実に従って行動する精神を養うこと。

ここでは、これまでの命令服従の道徳や権威や地位により決められていたことは封建社会の特徴として否定し、民主主義社会においては行為を決定する標準(基準)となるものは「真理や正義でなければならない」と断言している。

そして真実を求める心は「学問の世界から、広くわれわれの生活に全面的におしひろげなければならない」としている。

(二) 自主的に考え、自主的に生活すると共に、責任を重んずる態度を養うこと。

これまでの日本の教育を「画一主義」であり、形式主義に陥りやすいとしている。そしてこれから目指す民主主義において、自ら考え、自ら判断し、正しいと信ずるところを行動することを要求している。

(三) 友愛的共同的な態度と、奉仕の精神を養うこと。

民主主義の根本は人類全体の幸福を願うことであるが、日本では血縁や近隣関係を重視しすぎたため、社会意識が育ちにくかった。これを克服するには、友愛と協同の精神を社会全体に広げる必要がある。学校は家庭外の初めての共同生活の場であり、協同や奉仕の精神を育てる重要な場であるとしている。

(3) 第三節 (表題なし)

「民主主義は人生に対する態度であり、生活のしかたである。」とあり、これまでの日本の教育方法ではいけないとある。児童の生活に結び付け、生活の中から体験させ、「学校内のすべての生活が、民主主義的な方法で行われることが、根本の条件である。」とあり、デューイの「Learning by doing」が引用されている。

2. 第二章 教材の選び方

表4. 第二章内容

第二章 教材の選び方
第一節 時事問題
(一) わが国の現状 (二) 太平洋戦争 (三) 現下の社会相 (四) 諸制度の改革 (五) 連合国軍最高司令部の指令 (六) 民主主義 (七) 世界の動き
第二節 学校生活に関する問題
(一) 各種の当番勤務の企画、実施 (二) 各種行事の企画・実施 (三) 学級会・校友会等の運営 (四) 学校農場・学校工場・消費組合等の企画・実施・生産物の処理・収支決算等

（五）郊外生活

第三節 参考資料

- （一）書籍 （二）雑誌 （三）新聞 （四）放送 （五）映画 （六）統計

第二章からは具体的な教育方法について述べている。そしてその根本にあるのは民主主義であり、民主主義の精神や態度を育成するためにどのように考えるかが示されている。

（1）第一節 時事問題

教材の選び方の第一に「時事問題」を掲げていることは民主主義が根本原理であるということと考えれば理解できる。冒頭に「社会・経済・政治の根本的な真相を知らせることの必要さ」と書かれていて、その視点から次のような項目が並べられている。

（一）わが国の現状

- イ. 国土と人口 ロ. 政治 ハ. 産業・経済

（二）太平洋戦争

- イ. 大戦の原因 ロ. 大戦の経過 ハ. 大戦の敗因

（三）現下の社会相

- イ. 食料の不足 ロ. 生活必需品の不足 ハ. 物価の値上り
ニ. 交通機関の混雑 ホ. 犯罪の増加 ヘ. 失業者の増加
ト. 住宅の払底（不足） チ. 復員軍人及び帰還者の問題

（四）諸制度の改革

- イ. 言論・出版・結社・信教の自由 ロ. 選挙法の改正 ハ. 農地制度の改正
ニ. 労働組合法の制定 ホ. 憲法の改正

（五）連合国軍最高司令部の指令

（六）民主主義

（七）世界の動き

これらのことを教育として取り上げようと考えているのである。文章の中に「児童にとって」とあるところから初等教育であることがわかる。そしてこれらの内容が「民主的な訓練をするには、もっとも適当」と記述していることから、その意図が伝わる。

（2）第二節 学校生活に関する問題

冒頭に「学校はただいろいろの教科を教授する場所たるとどまるべきではなくて、学校内のあらゆる生活をとおして児童を教育する方向に向かわなければならない。」としている。これは現在にも通じ、日本の教育の根幹であり、特質とされている「教科も生活も」ということである。そして例示として次の5つが掲げられている。

- （一）各種の当番勤務の企画、実施（整理・整頓・清掃・飼育・栽培・図書・観測記録・学習の準備後始末・報道等）

- (二) 各種行事の企画・実施（遠足・見学・研究調査・運動会・音楽会・展覧会等）
- (三) 学級会・校友会等の運営（事業の企画・実施・予算決算等）
- (四) 学校農場・学校工場・消費組合等の企画・実施・生産物の処理・収支決算等
- (五) 郊外生活（通学班・部落子供会等）

「これらの問題について、はじめは教師の指導のもとに、次第に児童相互の討議によって意見をまとめ、各自の責任をもち、自治と協同との精神にもとづいて実行するように指導することは、民主主義的の性格をつくり、民主主義的生活をみにつけさせるために、最も効果的である。」とある。これらの項目は教科以外の学びとして、生活の中で生活を学ぶという現在にも引き継がれている日本の教育の形の原型がある。

(一) と (三) は特別活動における学級活動や児童会活動に引き継がれている。(二) は特別活動の学校行事や総合的な学習の時間に引き継がれている。(五) は特別活動における学校行事に引き継がれている。(四) は一般的には現在引き継がれているケースは少ないが、形を変えて特別活動や総合的な学習の時間に引き継がれている場合もある。

(3) 第三節 参考資料

ここでは一節、二節であげた教材のための参考資料があげられている。

- (一) 書籍 (二) 雑誌 (三) 新聞 (四) 放送 (五) 映画 (六) 統計

(四) の放送というのは「学校放送」とあり、それは「日本放送協会 (NHK)」のことである。また、「学校放送の聴取活用」とあり、ラジオ放送を指している。その活用を推進するものである。(五) の映画というのは「ニュース映画・文化映画」と示されている。(四) とつながるが当時は映像という点では映画と考えられていたためその活用を推進している。そして特筆すべきは(六) の統計である。解説には「日本人ほど統計に興味をもたず、したがってこれを活用することの少ない国民もすくないのではないかと思う」とある。書きぶりとして国民に責任を帰していることには検討すべき点が残る。一方「戦時中はすべての統計が秘密にされていたが、今後は各種の統計が公表せられるであろうし、また現に発表せられつつある。」とあり、戦時中統計が秘密にされていたことを明言しているところは評価できる。いずれにせよ「統計」を一つの項目としたことは、これまでいかに客観的指標で考えてこなかったかということとこれからは客観的指標により考えていくということの現れととらえられる。

3. 第三章 教材の取扱い方

表 5. 第三章内容

第三章 教材の取扱い方

- (一) 児童の生活と興味に即して取り扱うこと。
- (二) 自主的学習
- (三) 協同学習

（四）直接指導より間接指導へ

（五）環境の整備充実

冒頭で「教育の効果は、教材の取扱い方すなわち教授の方法によって、左右されるところが大きい。」と述べている。したがってここでは教育方法について言及していることがわかる。教育方法として5つあげている。

（一）においては「児童の生活活動に重点をおく教育においては」とあり、当時の流れである児童中心主義かつ生活中心主義教育で教育方法が展開されている。児童の興味を最大限重視する方法であり、現在にも通じる部分である。

（二）の自主的学習については、これまでも予習復習のような形で行われていたが、ここで考えている自学自習とは異なるということである。それは自分で学習の目的や計画を立て、それにしたがって自学自習することであるということである。このような学習の中から「民主主義的性格として必要な、自治自律ということが児童に身についてくるのである」ということであり、自治自律のために自主的学習が必要であると述べている。

（三）の協同学習では、現在の総合的な学習の時間に通じるところがある。「学習はさらに進んで、協同学習にまで発展せしめねばならない。各自の研究をもとにして、学級全体で意見をのべあい、協同して学習していくのである。」とあり、これはイメージとしては総合的な学習の時間に相当する。

（四）の直接的指導より間接指導へでは、（一）（二）（三）の流れを汲み、これらの教育を行うということはすなわち間接指導が重要なのであるということである。そして「直接指導から間接指導にうつることは、教師と児童との関係にも変化をきたすことになる。すなわち、いままでのいかめしい形式ばった関係から、愛と信頼とにみたされたなごやかな関係にかわってくる。」とあり、この文言からそれまでの教育のありようがうかがい知れる。そして「このことがまた民主主義的行動なのである。」とあり、やはりここでも教育の根幹は民主主義であることを示している。

この後、間接指導の方法として、「プロジェクト・メソッド（構案法）・ダルトン・プランなどが唱えられ、わが国にも20年ほど以前に輸入せられ、そここの学校で実施せられたことがある。いま新しい教育の出発にあたって、再びこれらが取りあげられてきたのは当然のことである。」と書かれ、大正自由教育の時代に輸入された教育方法を再評価しているところが興味深いことである。最後に「自主的協同的学習の一つの方法として、最近いちじるしく注目されている討議法については、章を新にしてのべることにする。」とあり、別建てで紹介している。

（五）の環境の整備充実については、4つ取り上げている。「教室の整備」「学校内の整備」「学校外の諸施設の活用」「環境整備の障害」である。

「教室の整備」については、児童の自主的学習のための整備であり、現在よりも児童のアクティブな学習のための教室という意識が強い。「教室には各種の辞書や参考書・地図・統計・読物・雑誌等はもちろんのこと、いろいろな測定用具・飼育箱・蓄音機・放送聴取設備など」とあり、さらに「新聞の切抜きをはったり、児童がめいめい研究した結果をはったりする壁面や、自由に使用できる黒板なども欲しい」とあり、現代でも参考になる記述である。

「学校内の整備」については、現在の特別教室に加え、「児童の自治的訓練を与える諸施設、学校農場・学校工場・消費組合、その他の自治組織などの整備も望ましい。」とあり、当時はこれらも推奨されていたことがうかがえる。

「学校外の諸施設の活用」については、「図書館・博物館・郵便電信局・銀行・警察署・工場・農場・病院などをよく調査しておいて、機会あるごとに活用することが必要である」とあり、フィールドスタディを推進している。

「環境整備の障害」については、「物資は不足し、生産は進まず、その上多くの学校は戦災によってあらゆるものを焼失してしまった。このことが環境整備の大きな障害になっている。」と現状分析をしたうえで何とか工夫して乗り切りたいというメッセージが書かれている。

4. 第四章 討議法について

表6. 第四章内容

第四章 討議法について
第一節 討議法のめあてとするところは何か
第二節 討議法はどのように実施したらよいか
第三節 実施にあたって、注意しなければならないことは何か

(1) 第一節 討議法のめあてとするところは何か

この節では、討議法 (Discussion Method) のめあてを6つあげている。

- (一) 自分の意見を、正しく、わかりやすく、発表する能力と、いうべきことははっきりという態度を養うこと。
- (二) 他人の意見をすなおにきくとともに、その真意をまちがいがなくつかみ得る能力を養うこと。
- (三) 各人の意見を比較することによって、批判力や反省力を養うこと。
- (四) 討議を通じて結論を導きだし、且つかくして得た結論のねうちを認め、これに従わしめること。
- (五) 社会的経済的政治的な各種の問題に対する認識を深めること。
- (六) 会議の開き方進行の仕方などをみにつけさせること。

これらをまとめると (一) 話す力 (二) 聞く力 (三) 比べる力 (四) 実行する力 (五) 社会認識の学習 (六) 会議方法の学習、となる。これらが討議法のめあてであるとするならば、いろいろな観点からのめあてが混在している。(一)～(四)までは討議するための力であり、(五)は討議の内容に関する事、(六)討議の方法に関する事である。ここで興味深いのは(五)である。内容についての言及であるが、社会的なこと、経済的なこと、政治的なことについて認識を深めるよう特記している。それだけこれらの分野に関しては、児童には触れさせていなかったということがわかる。これらは児童だけでなく、社会全体でも触れていなかったということがいえるか

もしれない。

（2）第二節 討議法はどのように実施したらよいか

（一）実施に先だって予め準備すべきこと（二）実施、の2つにわけて解説されている。

「（一）実施に先だって予め準備すべきこと」では、次の3つあげている。

イ. 問題の選定 ロ. 調査研究 ハ. 座長としての準備

「イ. 問題の選定」では「討議法はあらゆる教科において、機会あるごとに取り入れられるべきであるが、特に一時間、又はそれ以上の時間をあてて実施する場合には、」とあり、教科を問わず教育方法として取り入れることを推奨していることと一時間以上の場合も想定しているところが当時の討議法に対するの思いを感じる。現在での話し合い活動と総合的な学習の時間などに通じる。

「（二）実施」では、次の6つあげている。

イ. 座席の作り方 ロ. 始めるにあたって注意すべきこと

ハ. 討議進行中座長の注意すべきこと ニ. 妥当な結論が得られないときはどうするか

ホ. しめくくり ヘ. 座長が児童である時、教師はどんな態度をとったらよいか

「イ. 座席の作り方」において「全員がお互に顔が見られるために、座長を中心にして、円形か、楕円形か、U字型であることが、もっとも都合がよい。」とあり、民主主義を徹底するための考えが感じられる。

「ハ. 討議進行中座長の注意すべきこと」において「教師の発言や意見に児童が影響をうけることになれば、それはもはや自由討議ではなく、討議法の意義の大半は失われるのである。」と明言しているところが印象的である。

「ニ. 妥当な結論が得られないときはどうするか」は現在の話し合い活動でも課題である。ここでは「無理に結論つけようとしなさい」で「次の機会まで保留して、更に研究させるがよい。」と当時この学習に相当時間を割くよう考えていたことがわかる。ただし、急ぐ場合は「多数決によってきめなければならぬこともある」としている。そして「かくして決定されたことには、少数意見のものといえども、欣然として従うという態度を養うことを忘れてはいけない」とあり、現代にも通じる留意点である。

（3）第三節 実施にあたって、注意しなければならないことは何か

ここでは、次の7つを列挙している。

（一）児童の能力に応じた問題を選ぶこと

（二）なごやかな雰囲気をつくること

（三）なるべく多くの者に発言の機会を与えて、少数者の独占にならぬよう注意すること

（四）一時の思いつきをのべたり、無責任な放言をしないように導くこと

（五）他人の意見に耳を傾ける寛容さを失わぬこと

（六）感情に走らず、あくまで理性的に進行せしめること

（七）わき道にそれないように注意すること

これら7つの注意事項は現代の話し合い活動にも通じる内容である。そのことは話し合いとい

うことに対するある一定の普遍性があるということである。最後に次のように書かれている。「討議法」の精神は、討議法実施のために特に設けた時間のみでなく、教育のあらゆる機会にいかされなければならない。国語における鑑賞、算数における解法の発見や解法の検討、歴史や地理における各種の比較考察、理科における実験観察の結果の検討、芸能科における作品の鑑賞など、もともとよい機会である。さらに教科外における運動や作業などにおいても、計画をたてたり結果を反省したりする場合や、映画を見たり、放送や講演をきいたりした後に、その感想を話しあう時など、機会はいつでもある。むしろ、こういう時の方が、固くならないで、自由に、のびのびと話しあうことができるのではないだろうか。低学年では、討議というようなことごとしい名称を用いなくて、児童の身近な問題をとりあげて、自由に話しあう間に発表する能力をのばすことにおもきをおくがよいであろう。そして三四年頃の、自己意識が目覚めかけ、理知的な方向に向いかける時から、時々時間を特にとり少しづつ本格的に実施し、学年の進むにしたがって、だんだん組織的に行きゆくがよいであろう。」

付録一（討議法の実際）

ここでは11ページにわたり、授業記録が記されている。日時は昭和21年（1946）1月23日で第六学年54名所要時間50～60分とある。主題は、食糧問題、闇市問題、省線問題、汽車の乗車券購入について、停電問題から投票によって食料問題が取り上げられた。

内容は食料事情を前週から調べ、その事実確認からはじめた。おそらく授業記録の分量から推測すると事実確認としての調査報告の時間は15分から20分前後であると考えられる。しっかりとした調査報告のうえで討議がはじまっている。その後30分前後の話し合いである。現状分析と課題の解決策の報告、そしてそのうえでさらにどのように考え、どのように行動すればよいのかの整理を行っていた。

付録二（参考書籍）

次の11冊が参考書籍として記されている。

1. 太平洋戦史（高山書院）
2. 旋風二十年上・下（森正蔵・鱒書院）
3. 平和への努力（近衛文麿・日本電報通信社）
4. 米国に使して（野村吉三郎・岩波書店）
5. 終戦の表情（鈴木貫太郎・労働文化社）
6. デモクラシーの基本観念（大島正徳・至文堂）
7. デモクラシー概論（新明正道・河出書房）
8. 民主主義の倫理（柳田謙十郎・高山書院）
9. 新憲法の解説（内閣発行・高山書院）
10. 新憲法解釈（芦田均・ダイヤモンド社）
11. アメリカの事情叢書（国民教育社）

おわりに

第四分冊は具体的教育方法の手引きである。そして教育方法を考える上でも明確に「民主主義」の徹底が土台にある。そのことはすべての分冊に共通する哲学と考えてよい。その延長線として、児童中心主義があり、生活単元学習が存在する。そして教育方法として「討議法」が民主主義の重要な教育方法であることが示されている。それはみな同じ立場で自由に考え、発言し、協力し、築いていくか、を体現できる教育の根幹であると考え。現代の日本の教育にもそれは引き継がれているがその力強さはどうであろうか。日本の教育はこれらの源流のおかげで現在でも話し合いの重要性は失われていない。しかし、今一度原点である民主主義の土台を見つめ直し、あらためてあらゆる教科と教科外活動をとらえ直すことは意義のあることだと考える。

(引用文献)

文部省（1946）「新教育指針第四分冊 - 第二部 新教育の方法 -」

(参考資料)

別冊として、連合国最高司令官総司令部より 1945 年の 10 月 22 日、10 月 30 日、12 月 15 日、12 月 31 日の 4 通が原文と訳文で載せられている。ここに参考資料として 10 月 22 日の原文を掲載する。

OFFICE OF THE SUPREME COMMANDER FOR THE ALLIED POWERS

AG 350 (22 Oct 45) CIE

22 October 1945

MEMORANDUM FOR: IMPERIAL JAPANESE GOVERNMENT.

THROUGH: Central Liaison Office, Tokyo.

SUBJECT: Administration of the Educational System of Japan.

1. In order that the newly formed Cabinet of the Imperial Japanese Government shall be fully informed of the objectives and policies of the occupation with regard to Education, it is hereby directed that:

a. The content of all instruction will be critically examined, revised, and controlled in accordance with the following policies:

(1) Dissemination of militaristic and ultra-nationalistic ideology will be prohibited and all military education and drill will be discontinued.

(2) Inculcation of concepts and establishment of practices in harmony with representative government, international peace, the dignity of the individual, and such fundamental human rights as the freedom of assembly, speech, and religion, will be encouraged.

b. The personnel of all educational institutions will be investigated, approved or removed, reinstated, appointed, reorientated, and supervised in accordance with the following policies:

(1) Teachers and educational officials will be examined as rapidly as possible and all career mil-

itary personnel, persons who have been active exponents of militarism and ultranationalism, and those actively antagonistic to the policies of the occupation will be removed.

(2) Teachers and educational officials who have been dismissed, suspended, or forced to resign for liberal or anti-militaristic opinions or activities, will be declared immediately eligible for and if properly qualified will be given preference in reappointment.

(3) Discrimination against any student, teacher, or educational official on grounds of race, nationality, creed, political opinion, or social position, will be prohibited, and immediate steps will be taken to correct inequities which have resulted from such discrimination.

(4) Students, teachers, and educational officials will be encouraged to evaluate critically and intelligently the content of instruction and will be permitted to engage in free and unrestricted discussion of issues involving political, civil, and religious liberties.

(5) Students, teachers, educational officials, and public will be informed of the objectives and policies of the occupation, of the theory and practices of representative government; and of the part played by militaristic leaders, their active collaborators, and those who by passive acquiescence committed the nation to war with the inevitable result of defeat, distress, and the present deplorable state of the Japanese people.

c. The instrumentalities of educational processes will be critically- examined, revised, and controlled in accordance with the following policies:

(1) Existing curricula, textbooks, teaching manuals, and instructional materials, the use of which is temporarily permitted on an emergency basis, will be examined as rapidly as possible and those portions designed to promote militaristic or ultra-nationalistic ideology will be eliminated.

(2) New curricula, textbooks, teaching manuals, and instructional materials designed to produce an educated, peaceful, and responsible citizenry will be prepared and will be substituted for existing materials as rapidly as possible.

(3) A normally operating educational system will be re-established as rapidly as possible, but where limited facilities exist preference will be given to elementary education and teacher training.

2. The Japanese Ministry of Education will establish and maintain adequate liaison with the appropriate staff section of the Office of the Supreme Commander for the Allied Powers, and upon request will submit reports describing in detail all action taken to comply with the provisions of this directive.

3. All officials and subordinates of the Japanese Government affected by the terms of this directive, and all teachers and school officials, both public and private, will be held personally accountable for compliance with the spirit as well as the letter of the policies enunciated in this directive.

FOR THE SUPREME COMMANDER:

H. W. ALLEN,
Colonel, A. G. D.,
Asst. Adjutant General.